

入学者選抜における専門家委員への意見聴取制度

入学者選抜における専門家委員への意見聴取制度に関する要綱

(令和5年12月20日制定)

(目的)

- 第1条 この要綱は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第90条第1項の規定により、高等学校の入学を、入学者選抜に基づいて校長が許可することに関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 入学者選抜における専門家委員への意見聴取制度は、千葉県公立高等学校入学者選抜において、募集人員に満たない県立高等学校の校長が、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、千葉県教育委員会が選定した外部の専門家(以下「専門家委員」という。)から意見聴取できるようにすることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 募集人員に満たない県立高等学校
入学者選抜において、志願者数が募集人員に満たない県立高等学校及び入学許可候補者数が募集人員に満たない可能性のある県立高等学校をいう。
- (2) 合否判定
学校教育法施行規則第90条第1項の規定により、調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が入学を許可すること又は不許可とすることをいう。
- (3) 意見聴取制度(以下「本制度」という。)
入学者選抜の合否の判定過程において、調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び学校設定検査の結果等の選抜の資料等について、専門家委員の意見を聴取する機会を設けることができることをいう。
- (4) 専門家委員
別に定めた者の中から、千葉県教育委員会が選定したものをいう。

(対象)

- 第3条 本制度の対象となる高等学校の校長が必要であると判断した受検者又は千葉県教育委員会が必要であると判断した受検者とする。ただし、本制度の実施対象となることについて同意しない者を除く。

(時期)

- 第4条 本制度により意見聴取を実施する時期は、次の各号とする。

- (1) 当該選抜の検査実施後から判定会議前日まで
(2) 当該選抜の入学許可候補者の発表から1週間

(聴取した意見の取扱い)

- 第5条 専門家委員から意見聴取した校長は、当該意見を参考とし、改めて判定に必要な資料の内容を検討することとする。

(公開)

- 第6条 本制度を実施した学校名、対象者氏名、専門家委員の氏名、学校から専門家委員に提示した資料、専門家委員から聴取した意見については、全て非公開とする。

(秘密の保持)

- 第7条 この要綱の実施に関する事務に従事する職員(専門家委員を含む。)又はその職にあった者は、本制度に関して職務上知ることのできた秘密を漏らしてならない。

(補則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、本制度について必要な事項は、教育振興部学習指導課長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

実施要領

(令和5. 12. 20千葉県教育庁教育振興部学習指導課制定)

第1 目的

入学者選抜における専門家委員への意見聴取制度に関する要綱（以下「要綱」という。）で定める入学者選抜における専門家委員への意見聴取制度（以下「本制度」という。）の実施については、要綱に定めるところによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。

第2 専門家委員及びその任期

専門家委員は、医師、大学教授、社会福祉士、青少年センター職員、国際交流センター職員等から、千葉県教育委員会が選定する。

任期は、1年とする。

第3 対象となる学校

- 1 志願者数が募集人員に満たない県立高等学校
- 2 志願者数は募集人員を満たしているが、入学許可候補者数が募集人員に満たなくなる可能性のある県立高等学校

第4 制度の同意

要綱第3条の同意しない者とは、入学願書の当該箇所において、本制度の実施対象となることについて不同意を表明した者をいう。

第5 実施時期

意見聴取できる時期は、以下に示す選抜の検査実施後から判定会議前日まで及び入学許可候補者の発表から1週間とする。

- 1 本検査（追検査）、第2次募集、追加募集
- 2 通信制の課程の三期入学者選抜、四期（秋季入学）入学者選抜
- 3 三部制の定時制の課程の秋季入学者選抜

第6 実施方法

- 1 校長が実施対象受検者を教育振興部学習指導課長（以下、「課長」という。）に電話で報告する。
- 2 報告内容により課長が専門家委員を選定する。
- 3 校長が資料を示し、専門家委員から意見聴取する。
なお、意見聴取は、原則対面とし、状況によりオンラインでの意見聴取も認める。
- 4 校長が専門家委員からの意見も参考に判定会議の内容を踏まえ合否判定する（入学許可候補者の発表後に意見聴取した場合は、合否について再判定する。）。)

第7 専門家委員への提示資料

提示できる資料は、次の1～5とし、いずれも受検者の受検番号、氏名、中学校名及び住所等の個人情報に黒塗りする。

- 1 調査書等の出願書類
- 2 受検者が志願する高等学校の校長に申請した書類
- 3 学力検査の成績
- 4 学校設定検査（面接、作文等）の結果
- 5 その他、当該高等学校の校長、県教育委員会及び専門家委員が必要と認めた書類等

第8 意見聴取する内容

- 1 資料に対する意見
- 2 学校生活における必要な支援に関する意見

第9 校長の責務

- 1 本制度の同意の有無を入学者選抜の合否判定に影響させてはならない。
- 2 専門家委員から意見聴取する際、専門家委員に受検者の受検番号、氏名、中学校名及び住所等の個人情報を伝えてはならない。
- 3 専門家委員から聴取した意見を当該受検者・保護者を含め他者に伝えてはならない。
ただし、当該校における選抜に関わる教職員等は除く。
- 4 入学許可候補者数が募集人員に満たなかった学校において、入学許可候補者とならなかった者及びその保護者から、その理由について説明を求められた際、専門家委員への意見聴取の実施の有無について伝えること。

ただし、意見聴取した相手、内容等については伝えてはならない。

附則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、令和6年1月1日から施行する。

附則

この実施要領は、令和6年9月11日から施行する。